

福島県県民健康調査の調査情報提供に関する審査会設置要綱

(設置)

第1条 福島県が実施する県民健康調査で得られたデータ（以下「調査情報」という。）に関して、学術研究目的のための第三者への調査情報の提供（以下「調査情報提供」という。）に当たり、適正なデータ提供のための審査を実施し、知事に対して調査情報の提供について助言するため、福島県県民健康調査の調査情報提供に関する審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 審査会は、前条の目的を達成するため、次の事項を所掌する。

- (1) 調査情報の提供の可否に関する審査（「調査情報審査」という。）に関すること
- (2) 研究計画の内容を変更する場合の調査情報審査に関すること
- (3) 研究成果の公表時、承認した内容との整合性に関する審査に関すること
- (4) 調査情報の不適正利用に対する措置に関すること
- (5) 審査結果の知事への意見提出に関すること
- (6) 「福島県県民健康調査に係る調査情報の学術研究目的のための第三者提供に関するガイドライン」改正等の知事への要請に関すること

(組織)

第3条 審査会は、委員5人以内で組織する。

- 2 委員は、疫学、法律、医療倫理その他の調査情報の提供に関する分野において学識経験を有する者その他知事が適當と認める者のうちから、知事が委嘱する。ただし、県民健康調査の設計、実施に関わっていない者が過半数を占めること及び同一機関に所属する者を複数含まないこととする。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第4条 審査会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審査会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員の任期満了に伴い新たに組織された審査会の最初に開催される会議は、知事が招集する。

- 2 委員長は、審査会の会議の議長となる。
- 3 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところ

ろによる。

- 5 審査会が実施する審査及び審議の対象には、福島県情報公開条例（平成12年福島県条例第5号）第7条第3号アに規定する不開示情報に該当する情報が含まれることから、会議の開催に当たっては、原則として非公開とする。

（委員以外の者の意見陳述等）

- 第6条** 委員長は、必要があると認めるときは、審査会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

（庶務）

- 第7条** 審査会の庶務は、福島県保健福祉部健康衛生総室県民健康調査課において処理する。

（その他）

- 第8条** この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年3月3日から施行する。
- 2 この規則の施行後最初に開催される審査会の会議は、第5条第1項本文の規定にかかわらず、知事が招集する。